

資料提供(説明付き) 平成30年8月3日(金)16時00分～	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
総務部 人事課 (電話059-229-3106)	総務部人事課長 田中 啓介

環境施設課職員によるセクハラ行為に係る 懲戒処分等について

このことについて、環境施設課職員によるセクハラ行為に係る事案に関し、地方公務員法の規定等に基づき、平成30年8月3日付けで下記のとおり懲戒処分等を行いました。

記

1 事案の概要等

今回の事案は、環境施設課維持担当主幹(当時 環境施設課施設担当主幹(兼)クリーンセンターおおたか)(56歳・男性)が、平成27年7月1日、クリーンセンターおおたか施設内の喫煙室において、委託業者の従業員の足をマッサージし、続いて同従業員の背後に回ってしばらく肩甲骨周辺をマッサージした後、同従業員の胸元に手を入れ、同従業員に精神的苦痛を与えたとして、平成27年12月8日に同従業員から同担当主幹及び本市に対して、津地方裁判所に損害賠償を求めて提訴されたものです。

平成29年8月10日、津地方裁判所は、同担当主幹の行為は強制わいせつ行為に当たるとし、本市が原告(同従業員)に対し、33万円及びこれに対する平成27年7月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと等を命じる判決を言い渡し、当事者のいずれも控訴しなかったため、判決は確定しました。

なお、判決確定後、国家賠償法第1条第2項の規定に基づき、本市が同従業員に支払った金員と同額を同担当主幹に求償し、平成29年10月2日付けで全額支払がなされています。

2 処分の内容等

被処分者	処分内容
環境施設課維持担当主幹(当時 環境施設課施設担当主幹(兼)クリーンセンターおおたか)(56歳)	停職2月 (地方公務員法第29条第1項各号の規定による)
環境施設課長(兼)リサイクルセンター所長・一般廃棄物最終処分場所長(当時 環境施設課ごみ焼却施設担当副参事(兼)クリーンセンターおおたか所長)(57歳)	市長からの文書による 嚴重訓告

<p>環境部環境施設担当理事（当時 環境部環境施設 担当参事（兼）環境施設課長・総務部設計審査担 当参事）（58歳） 三重短期大学事務局長（当時 環境部長）（59 歳）</p>	<p>市長からの文書による 訓告</p>
--	--------------------------